

1 目的

この取扱基準は、名古屋市駐車場条例（昭和34年条例第9号。以下「条例」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 駐車施設の用途に供する部分

条例第3条第1項の表中欄及び同条第2項に規定する駐車施設の用途に供する部分とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自動車の駐車及び車路の用に供する部分
- (2) 自転車の駐車及び車路の用に供する部分
- (3) (1)及び(2)に規定する部分に附属する部分
- (4) バスターミナル施設における誘導車路、操車場、主として旅客が利用する乗降場等の用に供する部分

3 市長が指定する施設等の用途

条例第3条第1項の表右欄に規定する市長が指定する施設等の用途とは、中水道施設、地域冷暖房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、電気事業の用に供する開閉所及び変電所、ガス事業の用に供するバルブステーション・ガバナーステーション及び特定ガス発生設備、水道事業又は公共下水道の用に供するポンプ施設、第一種電気通信事業の用に供する電気通信交換施設、都市高速鉄道の用に供する停車場・開閉所及び変電所、発電室、大型受水槽室、汚水貯留施設、コージェネレーション施設、太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム等環境負荷の低減等の観点から必要な設備であって公共施設に対する負荷の増大のないもの並びに駅等に設けられる通路等の用途をいう。

4 学校等

条例第3条第4項に規定する学校等には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校を含むものとする。

5 駐車施設の規模

- (1) 条例第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設を建築物内に附置する場合においては、駐車施設及びそれに附属する車路のはり下の高さは、2.1メートル以上とするものとする。
- (2) 条例第3条の3又は第3条の4の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を建築物内に附置する場合においては、荷さばきのた

めの駐車施設及びそれに附属する車路のはり下の高さは、3メートル以上とするものとする。

- (3) 条例第3条の6第5項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができる」と市長が認めたものとは、特殊の装置の安全性について社団法人立体駐車場工業会が認定したもので、有効な前面空地を有するものをいう。

6 市長が特にやむを得ないと認めた場合

条例第5条第1項に規定する市長が特にやむを得ないと認めた場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 建築物の建築主が、同一敷地とみなし得る位置に条例第5条の規定に適合する駐車施設を設け、又は所有している場合
- (2) 既存建築物の上階又は後方に増築する場合で、既存建築物の構造上駐車施設に模様替等することが不可能な場合
- (3) 駐車施設若しくは自動車の出入口の位置が法令等に抵触し、駐車施設又は自動車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合
- (4) 建築物の敷地内に公共の用に供する施設が設置されるなどして、駐車施設又は自動車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合
- (5) 前面道路に交通規制があり自動車の出入りが不可能又は困難な場合
- (6) 前面道路の歩行者又は自動車の交通量が多く、交通安全上駐車施設又は自動車の出入口を設けることが適当でないと認められる場合
- (7) 駐車施設又は自動車の出入口を設けようとした場合に、撤去又は移動することが困難な障害物が道路上にある場合
- (8) 建築物の敷地の間口が狭小なため安全な駐車施設を設置することが困難な場合
- (9) 建築物の敷地が、歩行者空間を積極的に整備する路線にのみ面している場合
- (10) 建築物の敷地が次に掲げる区域内にある場合（附置しなければならない駐車施設の台数が50台を超える場合で、建築物又は建築物の敷地内に50台以上の駐車施設を附置しているときに限る。）

東区

- 西新町の全域
- 東桜一丁目の区域の一部（別図1のとおり）
- 東新町の全域
- 久屋町の全域
- 武平町の全域

西区

- 名駅一丁目の全域

中村区

- 笹島町の区域の一部（別図1のとおり）

椿町の全域

名駅一丁目の全域

名駅二丁目から五丁目までの区域の各一部（別図1のとおり）

名駅南一丁目の区域の一部（別図1のとおり）

中区

栄一丁目から五丁目までの区域の各一部（別図1のとおり）

新栄町の全域

錦一丁目及び二丁目の全域

錦三丁目の区域の一部（別図1のとおり）

- (11) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定により附置された駐車施設が、一時的な事由により使用することができなくなる場合（当該事由が消滅した後、附置しなければならない駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設置することができる時に限る。）
- (12) 敷地面積が 500平方メートル未満の場合

7 合理的であると市長が認めた場合

条例第 5条第 2項に規定する合理的であると市長が認めた場合とは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 一団として駐車施設を設けることで、歩行者等の安全が確保でき、自動車の交通処理が円滑になること
- (2) 条例第 5条第 2項の 2以上の建築物それぞれの着工予定年月又は完了予定年月の差が、原則として 3箇月以内であること
- (3) 原則として条例第 5条第 2項の 2以上の建築物の供用開始をするときには、一団として設ける駐車施設（以下「共同駐車場」という。）が供用開始していること
- (4) 共同駐車場が、駐車場法施行令（昭和32年政令第 340号）（以下「施行令」という。）に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (5) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定の適用を受ける者が、共同駐車場の使用に関する正当な権原を有すること

8 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合及び市長が認めたもの

条例第 5条第 3項及び第 4項並びに第 5条の 3に規定する市長が認めた場合及び市長が認めたものとは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 原則として荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設には適用しないこと
- (2) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定の適用を受ける建築物と条例第 5条第3項及び第 4項に規定する市長が指定する駐車施設（以下「集約駐車場」という。）との間において合理的な経路が確保されていること（条例第 5条第 3項及び第 4項に規定する承認の場合に限る。次号において同じ。）
- (3) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定の適用を受ける者が、集約駐車場の使

用に関する正当な権原を有すること

9 集約駐車場

集約駐車場は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 建築物である駐車施設であること
- (2) 駐車のために供する部分の面積が 500平方メートル以上の規模を有する駐車施設であること
- (3) 施行令に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (4) 条例第 3条の 6（同条第 4項を除く。）の規定に適合する駐車施設であること
- (5) 駐車施設の出入口付近の道路に当該駐車施設を利用する自動車の滞留が発生するおそれがないこと
- (6) 原則として別図 2に示す路線に面していること（条例第 5条第 4項の場合に限る。）
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設でないこと

10 集約駐車場への駐車施設の附置

駐車施設を集約駐車場に附置する場合には、次のとおりとする。

- (1) 集約駐車場のうち、一般公共の用に供する部分へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、当該部分に係る台数の10分の 3以下とする。ただし、集約駐車場に設けることが可能な台数（以下「空き台数」という。）が、一般公共の用に供する部分に係る台数の10分の 3以下となる場合は、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、空き台数以下とする。
- (2) 集約駐車場のうち、一般公共の用に供する部分以外の部分へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、空き台数以下とする。
- (3) 空き台数は、名古屋市駐車場条例施行細則（昭和35年規則第27号）第 5条第 2項に規定する申請をする際に、集約駐車場の利用状況に基づき算定するものとする。

11 市長が別に定める地区

条例第 5条第 4項及び第 5条の 3に規定する市長が別に定める地区は、次のとおりとする。

東区

- 白壁一丁目、四丁目及び五丁目の全域
- 赤塚町の区域の一部（別図 3のとおり）
- 相生町の全域
- 主税町の全域

槿木町の全域
飯田町の全域
上堅杉町の全域
東外堀町の全域
東片端町の全域
泉一丁目から三丁目までの全域
東桜一丁目及び二丁目の全域
久屋町の全域
武平町の全域
西新町の全域
東新町の全域

西区

栄生一丁目の全域
則武新町一丁目から四丁目までの全域
菊井一丁目及び二丁目の全域
新道一丁目及び二丁目の全域
幅下一丁目及び二丁目の全域
名駅一丁目から三丁目までの全域
牛島町の全域
那古野一丁目及び二丁目の全域

中村区

千原町の全域
井深町の全域
亀島一丁目及び二丁目の全域
則武一丁目及び二丁目の全域
竹橋町の全域
椿町の全域
名駅一丁目から五丁目までの全域
那古野一丁目の全域
名駅南一丁目から四丁目までの全域
太閤通の区域の一部（別図 3のとおり）
太閤一丁目から五丁目までの全域
笹島町一丁目の全域
下広井町一丁目の全域
牧野町の全域
上米野町の全域
郷前町の全域
権現通の区域の一部（別図 3のとおり）
大正町の全域
深川町の全域

下米野町の全域
長戸井町の全域
黄金通の区域の一部（別図 3のとおり）
平池町の全域
運河町の全域

中区

三の丸一丁目の区域の一部（別図 3のとおり）
三の丸二丁目及び三丁目の全域
丸の内一丁目から三丁目までの全域
錦一丁目から三丁目までの全域
栄一丁目から五丁目までの全域
新栄町の全域
東桜二丁目の全域
新栄一丁目の全域
千代田一丁目及び二丁目の全域
千代田五丁目の区域の一部（別図 3のとおり）
大須一丁目から四丁目までの全域

中川区

運河町の全域
百船町の全域
九重町の全域

12 駐車施設が適切に利用される措置

条例第 5条第 4項に規定する措置は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 措置の内容と相当の距離について、合理的な根拠を有すること
- (2) 相当な距離は、原則として 1キロメートルを超えないこと

13 公共交通機関の利用の促進に資する措置等

条例第 5条の 3に規定する措置等は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 公共交通機関の利用の促進に資する措置のほか、本市の交通施策に資する措置であること
- (2) 措置の内容と条例第 5条の 3の規定により減ずることができる台数について、合理的な根拠を有すること。ただし、当該合理的な根拠のない場合は、1つの措置に対して減ずることができる台数は、原則として10分の 1以下とすること
- (3) 公共交通機関の広報に関する措置（時刻表の設置、公共交通機関までの地図の配布等）により減ずることができる台数は20分の 1以下とすること（ただし、当該措置は、他の措置と併せて行わなければならない。）

- (4) 措置を複数実施する場合は、それぞれの措置に応じた台数を加算することができ、その合計が第 3 条又は第 3 条の 2 の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数の 5 分の 1 以下とすること
- (5) 名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 14 号）附則第 2 項の規定により市長の承認を受けることができるのは、新たに措置等を行う場合に限る。

附 則

この取扱基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

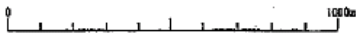
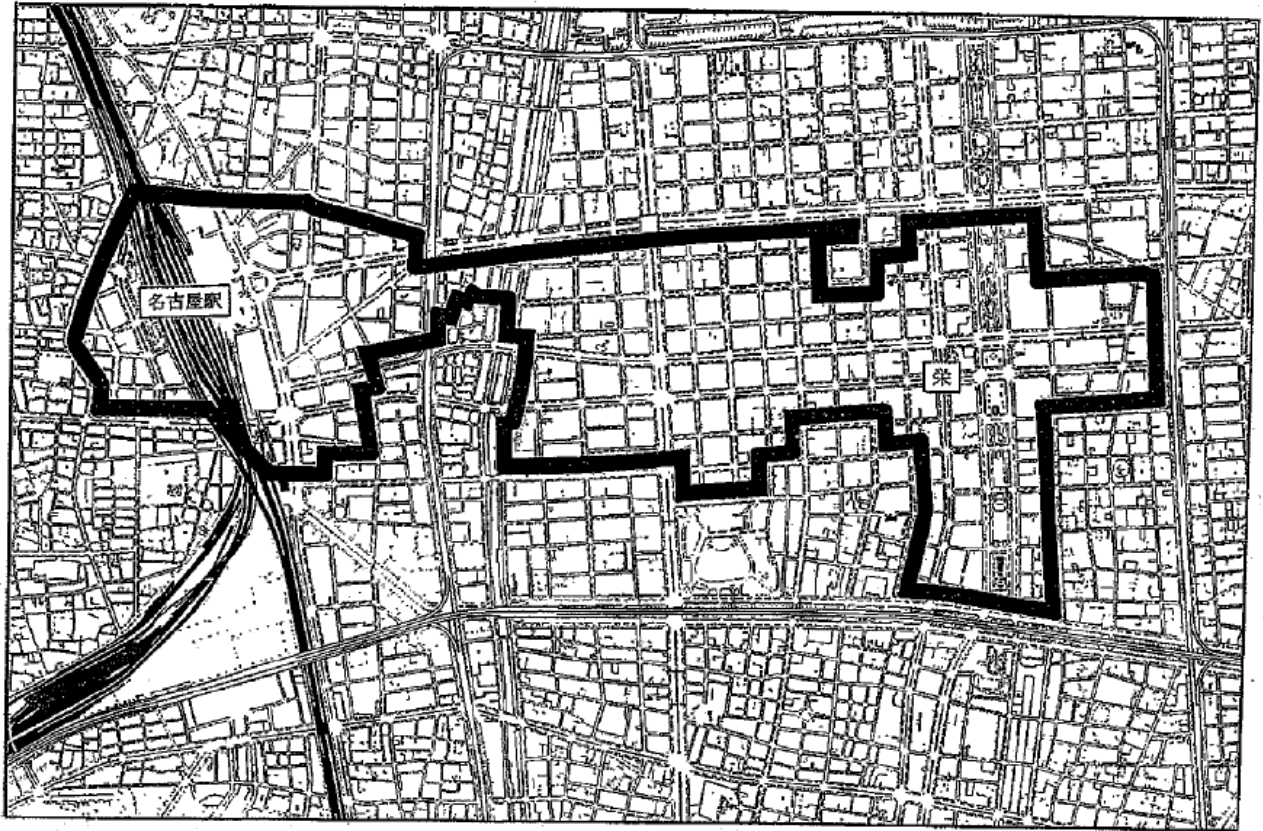
附 則

この取扱基準は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

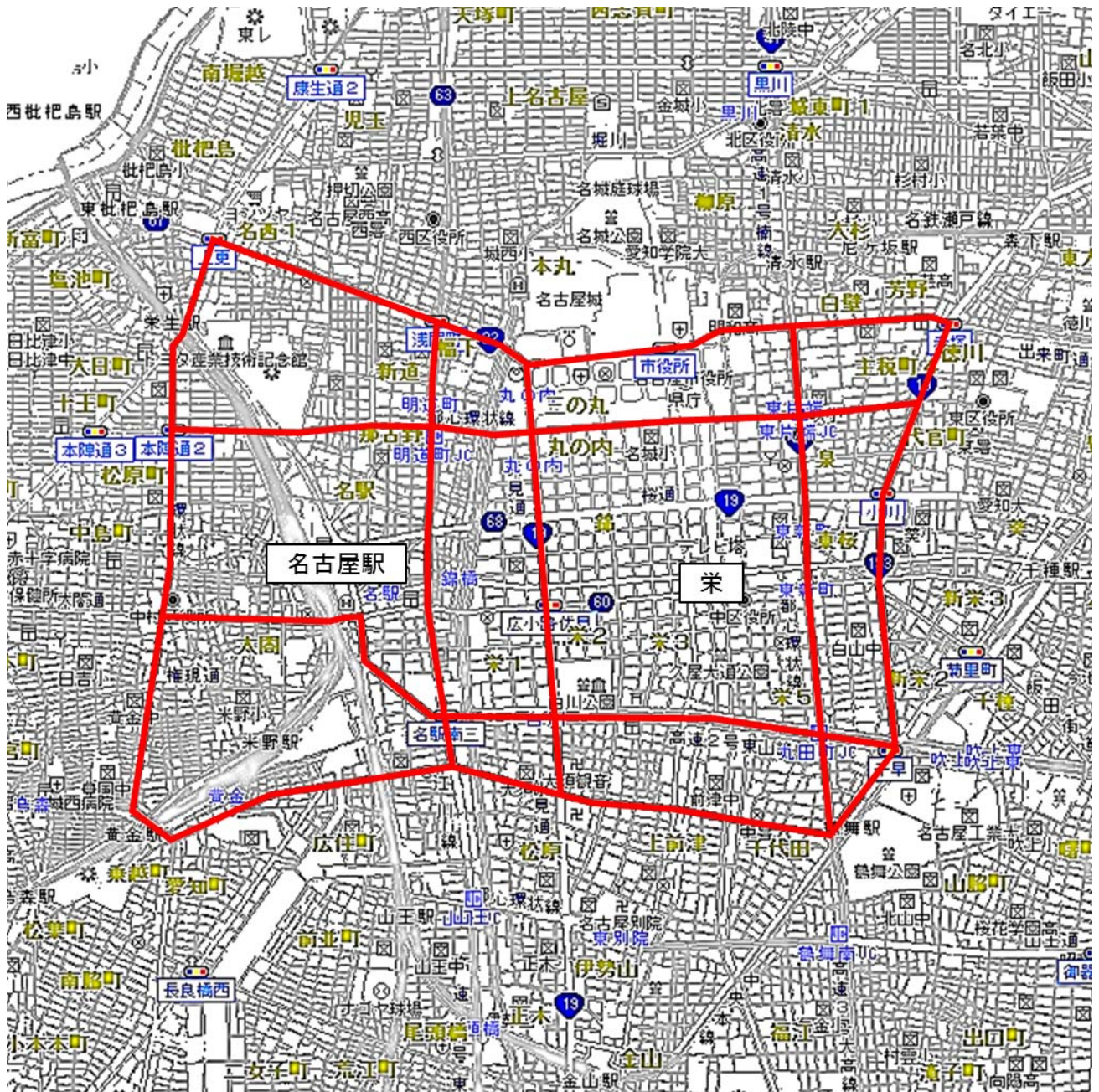
附 則

この取扱基準は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

別図 1



別図 2



別図 3

